

議案第 6 6 号	三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
市 民 課	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号通知カード及び個人番号カードについて、その再交付に係る手数料を定めるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
内 容	<p>【関係法令】 地方自治法第 227 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、同法施行規則第 11 条（個人番号通知カードの再交付申請）、第 28 条（個人番号カードの再交付申請） など</p> <p>【改正背景】 個人番号通知カード及び個人番号カードの初回交付手数料相当経費については、国庫補助の対象となるため交付手数料は徴収しないが、再交付については対象外につき、その手数料を徴収する必要がある。</p> <p>また、平成 27 年 12 月 31 日をもって住民基本台帳カードの交付が廃止され、以後、個人番号カードの交付が開始される。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 個人番号通知カードの再交付手数料の創設</p> <p><u>(15)の2 個人番号通知カードの再交付手数料(個人番号通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)</u> 1 枚につき 500 円</p> <p>(2) 住民基本台帳カードの再交付手数料の廃止、個人番号カードの再交付手数料の創設</p> <p>【現行】 <u>(15) 住民基本台帳カードの交付手数料(満 70 歳以上の者に対する交付を除く。)</u> 1 枚につき 500 円</p> <p>【改正】 <u>(15) 個人番号カードの再交付手数料(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)</u> 1 枚につき 800 円</p> <p>【施行期日】</p> <p>(1) 個人番号通知カード 10 月 5 日</p> <p>(2) 個人番号カード 平成 28 年 1 月 1 日</p>